

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

所管課（室）名
福祉保健課
//
//

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級：追加公示）の実施
- ・測量の実施（2件）

経営支援課
雇用労働政策課
建設企画課

◎ 監査委員公表

- ・令和7年度普通会計定期監査（前期）の結果に係る措置の公表

監査事務局

告 示

長崎県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和7年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

医療機関名	開設者	所 在 地	指定年月日	有効期間
医療法人優育会 ほんだ小児・矯正歯科医院	医療法人優育会 ほんだ小児・矯正歯科医院 理事長 本多 直嗣	長崎県諫早市山川町35番地8	令和7年6月1日	令和13年5月31日
伊藤歯科クリニック	伊藤 順也	長崎県諫早市高城町4番3号	令和7年6月1日	令和13年5月31日
のじま歯科医院	医療法人 十慶会 理事長 野島 富美子	長崎県大村市本町390-1	令和7年6月1日	令和13年5月31日
のぐちクリニック	野口 雄司	長崎県対馬市美津島町雞知乙497番14	令和7年6月1日	令和13年5月31日
ひとつばたご薬局	有限会社 メディケアファーマシー田口 代表取締役 田口 淳一	長崎県対馬市上対馬町比田勝623-2	令和7年6月1日	令和13年5月31日
そうごう薬局 西海大島店	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 荘一郎	長崎県西海市大島町1825-1	令和7年6月1日	令和13年5月31日

やまもと歯科クリニック	山本 宗章	長崎県西彼杵郡時津町野田郷137-1	令和7年6月1日	令和13年5月31日
かわかみ皮フ科クリニック	川上 泰二	長崎県北松浦郡佐々町本田原免107-1	令和7年6月1日	令和13年5月31日
医療法人 明恒会 つねとう内科・循環器内科	医療法人 明恒会 理事長 恒任 章	長崎県大村市小路口町258番地4	令和7年5月1日	令和13年4月30日
大村アイランド歯科・矯正歯科	医療法人 恵史会 理事長 島田 淳史	長崎県大村市松並2丁目888番2号	令和7年5月1日	令和13年4月30日
赤司歯科医院	坂井 安都子	長崎県大村市諫訪2丁目204番地	令和7年5月1日	令和13年4月30日
長沢医院	医療法人社団 長沢医院 理事長 長澤 達郎	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷715番地	令和7年5月1日	令和13年4月30日
医療法人社団 清和会 山住医院	医療法人社団 清和会 理事長 山住 和之	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷395番地3	令和7年5月1日	令和13年4月30日
こどもとアレルギーK&Eクリニック	田代 香澄	長崎県諫早市久山台44-1 松永ビル久山台3F	令和6年11月1日	令和12年10月31日
おおむらハートクリニック	尾田 毅	長崎県大村市諫訪1丁目896番地	令和6年11月1日	令和12年10月31日
ミソラ薬局	株式会社 misola pharmacy 代表取締役 沼田 朋和	長崎県大村市諫訪1-625-4	令和6年11月1日	令和12年10月31日
諫訪薬局東三城店	有限会社諫訪薬局 代表取締役 諫訪 晴之	長崎県大村市東三城町190-3	令和6年11月1日	令和12年10月31日
長崎調剤薬局 久原店	キヤマメディカル株式会社 代表取締役 木山 為彦	長崎県大村市久原2-899-10	令和6年11月1日	令和12年10月31日

長崎県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

(変更)

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人あすなろ会 またの歯科口腔外科クリニック	医療法人 あすなろ会 理事長 山下 直宏	長崎県大村市竹松本町545番地5	名称変更	令和7年4月1日
新	医療法人あすなろ会 つなぐ歯科口腔外科クリニック				
旧	訪問看護ステーションせいな	合同会社MYS 代表社員 岩田 将吾	長崎県五島市上大津町324-1		
新			長崎県五島市上大津町596番地1	所在地変更	令和7年7月1日

長崎県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
赤司歯科医院	赤司 範俊	長崎県大村市諏訪2丁目204	令和7年4月30日
大村アイランド歯科・矯正歯科	島田 淳史	長崎県大村市松並2丁目888番2	令和7年4月30日
医療法人 長田医院	医療法人 長田医院 理事長 長田 リエ子	長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1023	令和7年3月31日
医療法人 内田医院	医療法人 まこと会 理事長 内田 信宏	長崎県南島原市西有家町須川1666番地1	令和7年4月20日
長沢医院	長沢 達郎	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷715	令和7年4月30日
医療法人社団 清和会 山住医院	医療法人社団 清和会 理事長 山住 和之	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1759-9	令和7年4月30日
つねとう内科・循環器内科	恒任 章	長崎県大村市小路口町258番4	令和7年4月30日
そよかぜ薬局 長与店	有限会社ななしや薬局 代表取締役 七嶋 和孝	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷451-2	令和7年4月30日
医療法人泰順会 大久保耳鼻咽喉科医院	医療法人泰順会 理事長 大久保 泰	長崎県諫早市八坂町1-14	令和7年5月31日

公 告**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があるので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ諫早中央店

長崎県諫早市野中町684番1

2 届出の概要

①大規模小売店舗の名称の届出事項の変更

②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和7年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種

- (1) 隨時2級
建築板金（ダクト板金作業）
- (2) 隨時3級
建築板金（ダクト板金作業）
- (3) 基礎級
建築板金（ダクト板金作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日、実施場所等

- (1) 実技試験
 - ア 手数料 18,200円
 - イ 実施期日
令和7年12月16日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
 - ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
 - エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。
- (2) 学科試験
 - ア 手数料 3,100円
 - イ 実施期日
令和7年12月16日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
 - ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

- (1) 提出書類
技能検定受検申請書
- (2) 提出先
長崎県職業能力開発協会
〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）
電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、角2、角20又は角A4サイズのいずれかの返信用封筒（あて先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、雲仙市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市全域	令和7年12月9日から 令和8年2月22日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
東彼杵郡波佐見町折金屋郷	令和7年12月22日から 令和8年2月24日まで

監査委員公表

監査委員公表第5号

令和7年10月1日付R07-21000-00463の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月16日

長崎県監査委員 下田 芳之
同 研山 祐実
同 松本 洋介
同 坂本 浩

R07-01090-04654
令和7年11月18日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 研山 祐実 様
長崎県監査委員 松本 洋介 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

令和7年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和7年10月1日付R07-21000-00463にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 財務監査）に係る措置（様式2－1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
1	総務部	税務課	<p>自動車税に係る申告書及び報告書とりまとめ等に関する事務委託（委任）の予定額積算において、前年度契約と同額を9年間使用しており、実例価格等が反映されていない。</p> <p>また、精算時の確認が不十分である。</p>	<p>本契約は、契約相手の承諾を得たうえで、一定の事務処理業務を委託する事務委任契約であります。</p> <p>これまで、予定価格につきましては申告書の処理件数を基に積算し、前年度の実績件数に大きな変動がないことから、前年度同額を契約相手に提示し、承諾を得て契約を締結してまいりました。</p> <p>今後は、昨今の物価上昇等の社会的要因を十分に考慮したうえで、より妥当性のある予定価格の設定に努めてまいります。</p> <p>併せて、契約相手との間で委託内容および精算方法について改めて12月中に協議を行い、精算確認時には提出された精算報告書の内容を十分に精査したうえで、適切かつ公正な精算処理を実施してまいります。</p>
2	文化観光国際部	ながさきピース文化祭課	令和5年度長崎県文化芸術活動プラッシュアップ事業補助金において、仕入れに係る消費税等相当額の確認が行われていないものがある。	<p>補助事業終了後、補助事業者から翌年度に提出されるべき仕入れに係る消費税等相当額報告書を徴収しておらず、返還金が発生することの確認が遅れたものです。</p> <p>なお、既に事業者から報告書を徴収し、返還金は、11月中に全額納入済みです。</p> <p>今後は、年度を越えた確認事務の引継ぎを徹底とともに、前年度の補助事業が「仕入れに係る消費税等相当額報告書」を受領しているかを、年度途中に部内全体でチェックすることにより、再発防止に努めてまいります。</p>
3	水産部	漁業取締室	令和6年度漁業取締用航空機の借り上げにおいて、夜間飛行にかかる予定額の積算が過大となっている。	<p>予定価格の積算において、人件費の時間外手当に空港閉鎖後の時間帯を含めていたことの他、夜間割増積算について、過大となったものです。</p> <p>今年度契約は適正な積算内容に是正し、8月5日に契約しております。</p> <p>今後は、積算内容の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
4	土木部	都市政策課	老朽化により使用不能となった物品保管庫について、廃棄物処理法に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した物品保管庫の納入業者に無償で引き渡している。	<p>島原振興局において、物品保管庫を買替える際、既存の物品保管庫の廃棄を購入業者に依頼し、産業廃棄物処理業者と委託契約を行っていなかったものです。</p> <p>今後備品を処分する際は、不用決定時に処分方法の確認を行い、また地方機関が買替えを行う場合は予算令達時に確認のうえ、再発防止に努めてまいります。</p>
5	土木部	県北振興局 建設部 雪浦ダム管理事務所	カラーインクジェット複合機の処分について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した複合機の納入業者に引き渡している。	<p>処分する小型複合機については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づいて、認定事業者に処分を委託しマニフェストを貰って保管する必要があるとの認識が欠けており、新たに購入した小型複合機の納入業者に引き取らせ産業廃棄物として処分したことから指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は所管する複合機等の小型電子機器には、処分時の注意喚起を促すシールを貼ることで再発防止に努め、適正な処分を行ってまいります。</p>

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 行政監査）に係る措置（様式2－3）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
1	福祉保健部	国保・健康増進課	国民健康保険事業費納付金等算定業務委託に係る見積執行通知書の作成において、浄書・校合・検印を行わないまま課長印が押印されている。	ご指摘を受けた公印の管理運用については、保管方法を見直し、施錠可能なキャビネットで保管することとしております。また、使用にあたっては公印取扱主任（不在の場合はその代理者）の承認を得た上で鍵を渡し、使用後には速やかに鍵を返却させる運用といたしました。 今後、公印の運用については、未承認のまでの使用が無いよう、適正な管理に努めてまいります。
2	農林部	諫早湾干拓課	潮受堤防周辺サイクリングコース映像収録業務委託の仕様書において、著作権許諾に係る確認が不十分な地図を使用している。	著作権で保護された地図データを、著作権許諾に係る確認が不十分なまま委託業務の仕様書に使用していたことから指摘を受けたものであります。 今後、業務委託等で地図データを使用する場合は、出典を明示した上、国土地理院の地図を使用し、再発防止に努めてまいります。
3	農林部	島原振興局 農林水産部 土地改良課 農林水産部 農村整備課 建設部 道路第一課 建設部 道路第二課 建設部 河港課	愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。	発注工事に関して、受注業者から提出された施工計画書等の地図が著作権許諾の確認不十分として指摘を受けたものであります。 今回の指摘を踏まえ、直ちに本件の情報を各振興局へ共有し、農村整備課長及び森林整備室長連名により各関係地方機関長あて地図利用に関する著作権許諾の認識改善に係る再発防止に向けた通知文を発出し確認を求めるとともに、受注業者に対しては、地図を使用する場合には、利用規約に従い、著作権等の関係法令を遵守するよう指導を行いました。 今後とも業務上で地図を利用する場合には適切に著作権許諾を確認するよう努めてまいります。
4	土木部	長崎振興局 建設部 神浦ダム管理事務所	公用車運転前後に行うアルコールチェックについて、総務部長通知に基づいた確認及び記録が適正に行われていない。	所属長、運転者ともに検知器を使用したアルコールチェックの認識が不足していたものです。 このため、総務部長通知について7月15日に所属内で勉強会を実施して通知内容について再確認し、運転者は所属長に測定結果を提示すること、所属長は検知器を直接目視確認及び記録を徹底することとしました。
5	土木部	島原振興局 農林水産部 土地改良課 農林水産部 農村整備課 建設部 道路第一課 建設部 道路第二課 建設部 河港課	愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。	土木部建設企画課からの通知文書に従い対応しているところですが、一部資料について確認不足が生じておりました。今後は、通知文書を再度周知し、適切な対応を徹底してまいります。

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 行政監査）に係る措置【意見】（様式2－3）

番号	部局	機関名	内容	対応状況
1	総務部 全庁	人事課 関係各課	<p>○ 飲酒運転防止に関する取組の徹底について</p> <p>「交通法規の遵守等について」（平成26年7月24日付総務部長通知、最終改正 令和4年3月31日）において、業務で使用する公用車等の運転前後のアルコールチェックについては、「令和4年10月1日以降は、道路交通法施行規則の改正を踏まえ、アルコール検知器を用いて確認すること」とし、所属長は、アルコール検知器を常に正常に作動する状態にしておくこと、「所属長は、『公用車等運転確認簿』に、確認日時、確認内容等を記録し、1年間保存すること」等とされているが、アルコール検知器を用いていない事例や、メーカーが定める精度保証期間を超えたアルコール検知器を使用している事例が見受けられた。</p> <p>このような不適切な事務の執行は、酒気帯びによる法令違反につながるおそれがあるため、同通知に基づく適切な対応を徹底されたい。</p>	<p>監査結果の意見を踏まえ、まずは全庁に周知するため、10月9日の主管課総括課長補佐・振興局管理部長会議において、監査における意見を共有し、改めて点検の実施を依頼しました。</p> <p>さらに、総務部長通知に、アルコール検知器による測定結果を所属長が目視で確認することや、アルコール検知器については、メーカーが定める取扱説明書に従って適切に使用・管理を行い、常に正常に作動する状態にしておくこと、併せて、センサーの精度については、使用回数に関わらず、時間とともに低下することに留意のうえ、精度保証期間経過後は速やかに買い替え等を行うこと等を追記して、10月17日付で全所属長あて通知したところであり、今後とも適切な対応に努めてまいります。</p>

長公委（会）第2号
令和7年11月13日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 研山 祐実 様
長崎県監査委員 松本 洋介 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏
(公印省略)

令和7年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和7年10月1日付R07-21000-00463にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 行政監査）に係る措置（様式2-3）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
1	警察本部	警察本部	交通管制システム中央設備改修工事における完成図書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。	今後は、工事関係の成果物を受領する際は、地図の資料をはじめ、著作権に抵触するおそれのあるものについては、その都度、契約業者に確認を行い、適切に対応してまいります。

発行者
長崎市尾上町三番一号電話代表
(八九二四)
二一
一一
四一印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田弘弥ト